

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第117号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年1月11日 07時30分ごろ	
発生場所	高知県宿毛市沖の島漁港（母島地区古屋野） 宿毛市所在の土佐沖ノ島灯台から真方位355° 2.0海里付近 （概位 北緯32° 44.2′ 東経132° 32.4′）	
事故等調査の経過	平成23年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十八博進丸、19トン 291-39169福岡、株式会社ヤマダ海工 B 起重機船 第十八博善、2,000トン なし、株式会社ヤマダ海工	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 船底に凹損	
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、船首約0.80m、船尾約2.60mの喫水で、6人が乗船した消波ブロック（80t×20個）を積載して船首約1.60m、船尾約1.80mの喫水となったB船を押し、沖の島漁港（母島地区古屋野）の岸壁に着岸作業中、平成23年1月11日07時30分ごろ、B船が浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	船長Aは、本事故発生場所付近の航行経験が約10回あり、浅所の存在を知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、満載状態のB船を押し、沖の島漁港（母島地区古屋野）の岸壁に着岸作業中、うねりにより船体が動揺したことから、B船が浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、満載状態のB船を押し、沖の島漁港（母島地区古屋野）の岸壁に着岸作業中、うねりにより船体が動揺したため、B船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	